

平成28年度における国立大学法人大阪大学の中小企業者に関する契約の方針

国立大学法人大阪大学は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成28年8月2日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成28年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

本学は、平成28年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約348億円、比率が66.6%になるよう努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における本学の官公需契約実績558億円の約2.5%程度と推計されることを踏まえ(注)、平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度比で倍増の水準となるように努めるものとする。

(注) 中小企業庁が本学から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施。

第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

本学は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

1 東日本大震災及び熊本地震の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の
実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、物件の発注にあたっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関
して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限することな
く、本学が運営している食堂等において、可能な限り被災地域の食材を使用する
ことに努めるものとする。

2 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札及び公募型見積り合せによる発注に関連する情報及びそれらに
係る落札に関する情報について文部科学省ホームページ及び本学ホームペー
ジへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様
書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努
めるものとする。

3 官公需に関する相談体制の整備

本学の「官公需相談窓口」である財務部契約課課長補佐が、中小企業・小規模
事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録
などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

4 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準
等を明確にした仕様書を作成する。

5 一般競争入札における下位等級者の参加の推進

一般競争入札による競争参加資格の設定に際しては、一等級又は二等下位の等
級者の競争参加を可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

6 地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用

少額の随意契約による場合には、大阪大学近隣の中小企業・小規模事業者を見積り先に含めるよう努めるものとする。

7 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピングの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

本学は、新規中小企業者及び組合の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

（1）過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を求めない、又は過去の実績に係る評価が過大なものとならないよう配慮するものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報などを活用し、小企業者を含む小規模事業者や調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

（2）競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

財務部契約課課長補佐を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

(4) 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する サイト（以下「ここから調達サイト」という。）の活用による調達の推進

独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営する「ここから調達サイト」を十分活用し、新規中小企業者から見積書を取得するよう努めるものとともに、見積先が固定化しないよう、小規模事業者や国等の調達の実績が少ない新規中小企業者にも配慮するものとする。

2 組合の受注の機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等から見積書を取得するよう努め、受注機会の増大を図るものとする。

第4 上記1.～3.に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、本学の全ての部局に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、財務部財務課は、第1の目標達成に向けて、調達の現状を把握し、実績の向上を図るために有益な情報共有を行うほか、必要に応じて、各調達担当部局に対し指導・助言等を行う。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。